贈収賄及び腐敗防止方針

ダイレクトマーケティングミックスグループ（グループ各社を総称して、又はグループ各社を個別に、以下「当社」）は、腐敗防止のコンプライアンス体制強化が経営上の重要課題のひとつであるという認識の下、「DmMiX グループ行動規範」であらゆる腐敗行為を禁止しています。また、贈収賄及び腐敗防止方針（以下「本方針」）は、当社全体に適用される腐敗防止のコンプライアンス体制の枠組みを示すとともに、あらゆる形態の腐敗行為を防止するための基本的なルールを明確にすることにより、DmMiX グループ行動規範に定める禁止事項を具体化することを目的としています。

１．基本的な考え方

当社は、会社の利益に相反する行為（利益相反行為）及びあらゆる形態の腐敗を許容せず、公正に事業を推進します。事業活動の健全性を確保し、ステークホルダーの皆さまの期待に応えるため、本方針に則り、贈収賄及び腐敗行為の防止に対する取り組みを徹底します。

２．適用範囲

本方針は、当社のすべての役員及び従業員（以下「役員及び従業員」）、サプライヤーを適用対象とし、従業員には当社正社員に加え、アルバイト・パート従業員も含めるものとします。

３．法令遵守

当社の役員及び従業員は、刑法、不正競争防止法、国家公務員倫理法、国家公務員倫理規程、地方自治体等の定める倫理規程並びに米国“Foreign Corrupt Practices Act”、英国“Bribery Act 2010”及びその他の国又は地域の贈賄の防止又はその処罰を内容とする法令等、日本及び外国の腐敗行為防止関連法令を遵守します。

４．推進体制

リスク・コンプライアンス委員会を毎月開催し、腐敗防止に係る取り組みを推進しています。リスク・コンプライアンス委員会で検討・協議された事項は、取締役会へ報告され、取締役会はこのプロセスを定期的に監督し、必要に応じて対応の指示を行います。また、贈収賄、インサイダー取引、会社資産の不正流用など、腐敗防止に関する指針を取締役会が制定及び改廃する行動規範に定め、社内イントラネットで日本語・英語で掲載することで、全従業員への周知・徹底に取り組んでいます。

５．管掌機関

リスク・コンプライアンス委員会は取締役会が管掌しており、代表執行役社長 CEO が委員長を務めています。

６．贈収賄及び腐敗行為の禁止

（１）贈収賄の禁止

顧客、調達先その他の取引先、また公務員やこれに準ずる者（外国公務員を含む）に対し、贈収賄を疑われる行為を行いません。重要法令に基づき社内規程を定め、その教育を徹底するほか、社外との取引や社内の諸規定を遵守するとともに、プロセス管理を行うことで、賄賂の未然防止に努めます。

（２)政治献金の禁止

当社は、政党や政治資金団体、政治家個人への献金は実施しません。

（３）第三者の腐敗防止

コンサルタント、委託先、仲介者、販売代理店など、その他の第三者を介してビジネスを行う場合、彼らも当社の役員及び従業員と同様に腐敗防止のルールを遵守するよう努めます。当社は、適切なデューデリジェンスを行い、書面による契約を締結しない限り、いかなる第三者ともビジネスを行いません。

（４）贈答及び接待

すべての役員及び従業員は、贈答及び接待に関する自社の方針を十分に理解し、これを遵守するものとします。当社は、贈収賄及び腐敗行為の防止の観点から、贈答や接待における行動基準を以下のとおり定めます。

容認される行為の例

以下の行為は、業務上の正当な目的に基づき、社会通念上相当な範囲内で行われる限り許容されます。

- 一般的なビジネスマナーとしての季節の贈り物（例：手土産、年賀品など）
- イベントや展示会でのノベルティや記念品（例：ロゴ入り文房具等）
- 社内外の小規模な記念行事等での簡素な贈呈品（常識的な範囲内）　等

※いずれも不当な利益の提供を目的とせず、記録・報告が可能な透明性のある行為に限ります。

禁止される行為の例

以下の行為は禁止されており、違反があった場合には就業規則に基づく懲戒等の対象となります。

- 社会通念上相当な範囲を超える現金、商品券、ギフトカード等の提供または受領
- 公務員へのいかなる贈答・接待・金銭の提供

- 繰り返しまたは過度な接待・贈答
- 政治的・私的利益を目的とした寄付、支援、紹介行為　等

上記に該当しない贈り物や接待については、所属長の事前承認を得たうえで自社方針の範囲内で受領することができます。なお、贈り物・接待・その他の利益について、不適切である可能性があると判断される場合には、いかなる授受も行わないものとします。

（5）承認手続き及び記録の管理

贈答・接待・寄付など経済的利益の提供または受領を行う場合は、事前に所属長の承認を得るものとします。内容や金額が通常の範囲を超える場合は CFO の承認が必要です。
承認を受けた行為については、実施日、相手先、内容、金額、目的等を記録し、所定の様式で保管します。記録は監査等に備えて一定期間保持されます。なお、報告・記録を怠った場合、または不適切な行為が判明した場合には社内規程に基づき適切に対処します。

（6）利益相反

当社の役員及び従業員は、職務を遂行するにあたり会社の利益を最優先に考え、私的な利害関係が業務判断に影響を及ぼさないよう行動します。私的な関係や金銭的利益が会社の利益と相反する可能性がある場合、たとえ意図的でなくとも第三者からの不信を招き会社の公正性や信頼を損なう恐れがあります。

利益相反に該当する例として、以下が挙げられます：

- 自身または近親者が関与する企業との取引に業務上関与すること
- 会社の資産や業務上知り得た情報、事業機会を私的に利用すること
- 個人的な利益を目的として意思決定や助言に影響を与えること

利益相反が生じることが合理的に予想される取引または関係が生じた場合、会社の規程類に基づき会社に報告し必要な承認を得るなど、適切な対応を行います。

（7）内部通報制度

腐敗行為又はその恐れがある事態を早期に把握し、コンプライアンス違反を未然に防止、早期に是正するため、内部通報制度を設置・運用しています。相談・通報があった場合は、リスク・コンプライアンス委員会へ報告され、適切な対応が取られます。この内部通報制度では、匿名性・秘匿性が保たれ、通報者が報復を受けることはありません。

（8）従業員への周知徹底

全従業員向けに、腐敗防止に関する内容を含む研修を実施しています。研修を通して、贈収

賄や汚職を含む腐敗防止に関する社内規程の内容、腐敗行為の可能性が疑われる取引、相談や報告方法に対する理解の強化を図り、腐敗行為の発生を未然に防止できるように努めています。

別添：用語の定義
「贈収賄」には以下のものが含まれます。
取引などにおいて不当な利益を得るために、「金品、飲食の接待や名誉・地位、視察旅行などの利益」＊を提供、約束、申し出、承認する行為
金銭、金券、ギフト券、未公開株、融資、担保、保証、贈答、供応、招待（スポーツ観戦や観劇、旅行等）、寄付、献金、スポンサー費、謝礼、リベート、販促費、値引き、就職、教育、医療等の機会、異性間の情交　等
ファシリテーション・ペイメント（外国公務員等による通常の行政サービスに係る手続の円滑化のみを目的とした少額の支払い）
提供されたサービスに対して不相応な手数料の支払い　等

「腐敗行為」には以下のものが含まれます。
マネーロンダリング、横領、司法妨害など、あらゆる形態の汚職行為
社会の疑念や不信を招くような接待贈答や、不正な利益を得るための金銭その他の利益供与
健全な商習慣や社会的常識を逸脱する、取引先などとの接待贈答
会社での立場・権限を利用して、取引先などから私的利益を図るような要求　等